を「戻し」に、「はかりに」を「当該天びんに」に改め、「この指示値を100倍してkg／haに換算する。」を削り、同アの㋑中「(ｱ)」を「(ｷ)」に改め、同アの㋒を同アの㋓とし、同アの㋐の次に次のように加える。

(ｷ)　測定値を100倍してkg／haに換算する。

○農林水産省告示第千七百六十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　新潟県鳥坂地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱十九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県村上市大字大毎

字手名場

一〇五番一　標柱一号
一二〇番一九　標柱二号
一三一番三　標柱三号
字瀬戸
八六五番一　標柱四号
字鳥平
八五七番一　標柱五号
八二六番　標柱六号
字川内
八一一番八　標柱七号
字鳥平
八一七番丙　標柱八号
字鳥坂
九六八番甲巳　標柱九号
字吉祥嶽
二四九二番二六　標柱十号
二四九二番一五一　標柱十一号
二四九二番甲イ子ニ　標柱十二号
字鳥坂
二四九六番四　標柱十三号
九〇一番一　標柱十四号
八六四番　標柱十五号
字手名場
一二〇番甲午　標柱十六号
字間垣
六五番二　標柱十七号
八四番　標柱十八号
字手名場
一〇二番一　標柱十九号

二　福岡県南原地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

福岡県八女市黒木町

今字源蔵田
一八七五番一　標柱一号
笠原字峯尾
一三七四番　標柱二号
一三四六番一　標柱三号
一三四八番　標柱四号
一三三七番二　標柱五号
一三〇八番　標柱六号
字弥非津
一三〇〇番一　標柱七号
一三〇〇番三　標柱八号
一二九一番　標柱九号
字大野
一二三七番九　標柱十号
一九七番二　標柱十一号
一四二番二　標柱十二号
一二六番二　標柱十三号
一一三番九　標柱十四号

○農林水産省告示第千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地伊賀地字栩ノ木七一一、七一二の一、七一二の二、七一三から七三六まで、七六二から七六八まで、一一三一、一一三二の一、一一三二の二、一一三三から一一三五まで、一一四二、一二六四、一二六五、二〇六〇、二〇六〇第一、二〇六一から二〇六八まで、字滝ケ迫七六九の一、七六九の三、字川原田一一二九、防府市大字和字字風呂ノ本六一六、六一七、六一七第一、六一八の一から六一八の一まで、六一九、六一九の一、六二〇、六二一の一、六二一の二、六二二から六二四まで、字上ノ山六二五の二、六二五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栩ノ木七一二の一・七一二の二・七六八・二〇六一・二〇六二・字風呂ノ本六一六・六二四・字上ノ山六二五の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地三谷字御所ケ谷一一五九の二、字大番向一二〇六、一二〇九、字藤ケ谷地吉一二七四、字小原一二八四の二、一二八四の三、一二八五の一、一二八五の二、周南市大字夏切字荒倉四三八の一・四三九の一・四三九の五・字小原谷五九三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字荒倉四三八の三、四三九の二、四三九の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒倉四三九の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字馬門字桐ケ久保三二二の二、字大久保三二二の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田字高田新田一六三七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）